

第 2 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時3分開議

午後0時28分閉会

本日の会議に付した事件

平成19年度主要事業説明等

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第13号 専決処分の報告及び承認について

議案第14号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成18年度港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 土木部における平成18年度の行財政改革の取り組みについて

② 熊本県中小企業振興基本条例への取組みについて

③ 熊本県公共調達改革基本方針の概要

④ 球磨川水系河川整備方針について

⑤ 水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の水質、底質、周辺地下水及び魚類の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成18年度）

⑥ 大規模集客施設の立地規制と広域調整について

⑦ 景観条例の改正（案）及び景観計画（案）について（概要）

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 溝口 幸 治

委員 山本 秀 久

委員 児玉 文 雄

委員 渡辺 利 男

委員 岩中 伸 司

委員 堤 泰 宏

委員 森 浩 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 渡邊 俊 二

次長 中村 寧

次長 富田 耕 司

次長 青木 徹

土木技術管理室長 田口 覺

新幹線都市整備総室長 長野 潤 一

監理課長 鷹尾 雄 二

用地対策課長 清田 隆 範

道路整備課長 戸塚 誠 司

道路保全課長 宮本 英 一

首席土木審議員

兼河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄

首席土木審議員

兼都市計画課長 山本 幸

下水環境課長 首藤 朝 幸

建築課長 岩下 修 一

営繕専門監 加納 義 之

住宅課長 吉川泰久
砂防課長 西山隆司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂本道信
政務調査課課長補佐 野白三郎

午前10時3分開議

○井手順雄委員長 それでは、ただいまから第2回建設常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたします。

次に、執行部、幹部職員の紹介につきましては、委員会資料平成19年度主要事業及び新規事業説明資料の中にあります職員名簿により紹介にかえさせていただきます。1年間、このメンバーで行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、主要事業の説明及び本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

まず、執行部に主要事業及び付託議案等の説明をお願いいたします。質疑は説明終了後一括して受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それではまず、渡邊土木部長に総括説明をお願いします。

○渡邊土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向などについて御報告を申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、工事が順調に進められておりまして、熊本県内では、玉名トンネルなど既に9本が貫通するとともに、宇土市以南や玉東町周辺では高架橋が姿をあらわして、路盤工事は約6割の進捗状況となっております。

こうした中、鉄道・運輸機構では、新幹線の熊本駅や新玉名駅について、県民意見などを踏まえた駅舎デザインが公表され、今後実施設計が進められてまいります。

県といたしましては、平成22年度末の九州新幹線鹿児島ルートの新幹線全線完成を目指し、できる限りの支援を行うとともに、熊本の玄関口である熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業等の整備について、引き続き全力で取り組んでまいります。

八代港の既設岸壁、これは最大水深が12メートルであるため、3万トン級までの船舶しか対応できず、3万トンを超える船舶につきましては、喫水調整や潮待ちをして入港している状況にあります。

このため、輸送コストの削減や利便性向上の面から、船舶の大型化に対応した水深14メートル岸壁等の整備について、平成17年の港湾計画に位置づけたところでございます。

水深14メートル岸壁等の整備につきましては、国の関係部局への要望活動を行った結果、国の直轄事業により、本年度からの新規事業として採択されました。

今後は、事業が円滑に進むよう国と連携しながら、早期完成に向け取り組んでまいります。

山鹿市では、八千代座を中心とした豊前街道沿道を都市景観形成地区として指定して、地域住民と連携して町並み保存、形成に取り組んでこられました。その取り組みが認められまして、去る6月1日に、国土交通省の平成19年度都市景観大賞、これは美しいまちなみ大賞、これを受賞されました。

県といたしましても、今後も地域の皆様とともに、すぐれた景観の形成に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

山鹿市と菊池市にまたがる国指定史跡鞠智城跡は、歴史的価値が極めて高く、国営公園化するよう国に強く要望しております。

平成19年2月から3月にかけて、県及

び山鹿市、菊池市それぞれにおいて国営鞠智城歴史公園設置促進期成会が相次いで発足し、本年4月19日には国土交通省九州地方整備局に、また、5月15日には国土交通省などへ要望活動を行ったところです。

また、今年度は、国営公園化採択に向けた基本構想の策定を進めるとともに、テレビや広報誌等によるPR、講演会やシンポジウムなど、知名度向上のために全庁を挙げた取り組みを行うこととしております。

全国知事会の公共調達改革に関する指針を受けた入札制度改革につきましては、条件つき一般競争入札を本年7月から4,000万円以上の工事へ拡大し、その後は、拡大に伴う課題等を検証しながら、全国知事会の指針に沿って取り組んでまいることとしております。

また、入札参加資格の設定において、県内業者で施工が可能なものは県内業者に限るとともに、公正な競争が確保できる範囲で、工事の種類に応じ地域要件を設定するなど、地域産業の育成に配慮してまいることとしております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案の概要について御説明いたします。

今定例県議会に提案してあります議案は、予算関係議案が1件、専決処分の報告及び承認関係議案が2件、報告関係4件でございます。

初めに、補正予算について御説明します。

今回の6月補正予算は、国土交通省からの受託工事に伴う補正でございます。5,565万円の増額補正をお願いしております。

また、繰越明許費繰越計算書4件について報告させていただきます。

専決処分の報告及び承認関係議案につきましては、道路及び公園内の管理瑕疵に係る専決処分の報告及び承認について、2件の御審議をお願いしております。

その他報告事項としまして、土木部におけ

る平成18年度の行財政改革の取り組みについて、熊本県中小企業振興基本条例への取り組みについて、熊本県公共調達改革基本方針の概要について、球磨川水系河川整備基本方針について、平成18年度の水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の水質、底質、周辺地下水及び魚類の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果について、大規模集客施設の立地規制と広域調整について、景観条例の改正(案)及び景観計画(案)についての概要、合計で7件について御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

また、今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 引き続き、主要事業について各課長から順次説明をお願いします。座ってをお願いします。

○鷹尾監理課長 おはようございます。監理課でございます。

本日、説明資料といたしまして、平成19年度主要事業及び新規事業説明資料、それから、建設常任委員会説明資料の2冊の資料のほか、その他報告事項といたしまして7冊の資料を御準備いたしております。

まず、平成19年度主要事業及び新規事業説明資料により御説明を申し上げます。資料をお開きくださいませ。

まず、1ページから8ページまででございますが、本年度土木部役付職員名簿でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

土木部の組織図でございます。

本庁は、13の課と室、それから59の係で組

織をいたしております。土木部関係職員数といたしまして、右下の表の方をごらんいただきたいと思いますが、合計で1,005名となっておりますところでございます。

10ページにつきましては、熊本土木事務所を含めました振興局土木部の組織図でございます。

それでは、11ページをお願いいたします。

平成19年度予算資料でございます。

土木部の本年度予算総額でございますが、最上段右端の方の合計欄をごらんいただきたいと思いますが、記載のとおり、1,258億8,820万9,000円で、対前年度比98.3%となっておりますところでございます。

内訳につきましては、左端の方から、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業が367億6,410万8,000円、単県事業が503億9,673万円、直轄事業が125億6,905万7,000円となっております。

次に、災害復旧事業でございますが、補助事業は18億3,200万円、直轄事業は、前年同額でございますが、8,000万円となっております。

それに、消費的経費でございますが、126億5,349万6,000円となっており、一般会計の合計は1,142億9,539万1,000円で、対前年度比99.4%となっておりますところでございます。

特別会計でございますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計の4特別会計の合計でございますが、投資的経費が37億4,022万5,000円、消費的経費が78億5,259万3,000円で、特別会計の合計といたしましては115億9,281万8,000円で、対前年度比89.3%となっております。

下の表につきましては、各課別の内訳を記載したものでございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

一般会計及び特別会計ごとに、各課別の本年度予算額、前年度予算額、比較増減表及び

右側の方に本年度予算額の財源内訳を記載いたしております。

表の最下段の土木部の合計の欄でございますが、財源内訳といたしまして、国庫支出金が295億6,800万6,000円、地方債が581億6,900万円、その他が186億8,425万9,000円、一般財源が194億6,694万4,000円となっておりますところでございます。

以上が土木部全体の予算の状況でございます。

引き続き、監理課が所管をいたしております主要事業及び新規事業について御説明を申し上げます。14ページをお開きください。

まず、1段目のCALS/EC事業でございますが、予算額は1億9,271万7,000円でございます。

この事業は、公共事業の調査、設計、入札、施工及び維持管理におきます図面ですとか、書類、各種情報を電子化いたしまして、発注者、受注者等が効率的な情報交換や共有、連携、これができる環境を創出するものでございます。

この中で、監理課の所管といたしまして(1)の電子入札システムを所管しておりますが、これにつきましては平成17年10月から一部運用を開始いたしております、平成20年から本格運用を行うことといたしております。(2)から(4)につきましては、土木技術管理室所管事項でございますので、後ほど御説明いたします。

次に、2段目の建設産業再生支援事業費でございますが、予算額は933万1,000円でございます。

県では、建設投資の減少などによりまして、建設産業の経営環境が大変厳しい状況にあるということ踏まえまして、平成16年3月に建設産業振興プランを策定いたしましたが、これに基づきまして建設産業再生支援事業に取り組んでいるところでございます。

中身につきましては、(1)建設事業者経営

相談事業費、(2)建設産業再生支援事業費、(3)新分野等進出モデル事業費、(4)下請発注実態調査事業費、(5)営業所等立入調査事業費の5本で構成をいたしておりまして、記載の予算額で事業を推進しているところでございます。

監理課は以上でございます。

○田口土木技術管理室長 土木技術管理室でございます。

CALS/EC事業の右の事業概要の欄でございます。(2)、(3)、(4)について所管をいたしております。

まず、(2)でございます。工事進行管理システムの運用費用としまして、予算額3,814万6,000円を計上いたしております。

それから、(3)でございます。電子納品・保管管理に、予算額7,452万9,000円を計上しております。

これは電子納品されましたデータを利活用する電子納品・保管管理システムと工事施工中の進捗管理等の情報を受発注者で共有いたします情報交換システムの両システムの詳細設計の委託費でございます。

(4)でございますが、熊本県CALS/EC推進協議会の運営費として、予算額32万4,000円を計上いたしております。

それから、最下段の土木技術調査開発事業の予算額151万7,000円でございますが、これは、県内の民間等で開発されました新技術、新工法を積極的に活用することによりまして、県外企業に対抗できる技術力の高い県内企業を育成しまして、県内の産学の元気づくりを推進するものでございます。

以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課から主要事業の御説明をいたします。資料15ページをお願いいたします。

道路改築事業、この事業は、現道の拡幅や

線形改良またはバイパス等の建設を行うものでございまして、予算としましては95億2,000万円でございます。国道62億2,000万円、地方道33億円ということでございます。

続きまして、特殊改良事業、13億4,000万円でございます。

この事業は、国道を対象とする事業でございまして、局部的に交通の障害となっている区間の改良及び旧道の維持、移管推進のための改良事業を行うものでございます。

次の道路計画調査でございます。

これは、地域高規格道路の調査を行うもので、国庫補助事業でございます。

続きまして、単県道路改築事業、42億4,145万2,000円ということで、国庫補助事業に採択できなかったものや採択基準に満たない小規模なもので、緊急に整備を要します道路及び橋梁の整備を行うものでございます。

続きまして、緊急地方道路整備事業、45億9,500万円でございます。

地方道路整備臨時交付金によりまして、地域の課題に対応し、比較的小規模な道路や橋梁の整備を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

熊本環状道路整備事業でございます。

地域高規格道路であります熊本環状道路を整備し、補助事業とあわせて事業促進していく事業でございまして、砂原四方寄線に3,000万円の予算を計上しております。

最後になりましたけれども、単県幹線道路整備特別事業、4億2,000万円でございます。

県内の主要幹線道路、下の方にあります熊本天草幹線道路、熊本阿蘇幹線道路、南関インター荒尾・長洲幹線道路、この3路線の整備を行うための事業でございます。

以上が道路整備課の主要事業でございます。

○宮本道路保全課長 資料の17ページをお願いいたします。

まず、災害防除事業でございますが、31億2,300万円の予算を計上しております。

道路防災総点検で、防災対策が必要な2,047カ所のうち、昨年度までに459カ所、22.4%の対策を進めましたので、今年度も引き続き、国・県道合わせまして79カ所の対策を実施します。

次に、歩道の整備、交差点の改良等で49億7,400万円を予定しております。

歩行者や自転車等が安全で快適に利用できる歩道の整備と交通渋滞や事故多発地点の交差点の改良を進めます。

電線共同溝の整備につきましては、災害に強いライフラインの構築や道路空間の有効利用の観点から、道路上の電線類を地中化する事業でございます。国道266号出仲間と熊本玉名線上熊本で5億2,700万円を計上しております。

また、先ほどの歩道整備の欄の統合補助地区36地区というのがございますが、この中に熊本高森線の細工町と熊本田原坂線上熊本の2地区が含まれておりまして、この分が3億500万円ほど含まれておりますので、4路線で合計8億3,200万円計上しております。

次に、18ページの舗装補修でございますが、27億6,200万円を計上しております。

舗装のひび割れ、わだち掘れ等、機能が低下した部分の補修を進めます。国道501号ほか39カ所、県道熊本高森線ほか70カ所で実施してまいります。

橋梁補修につきましては、21億5,000万円で、耐震対策や損傷、劣化等が進んだ橋梁の補修を実施します。

ロード・クリーン・ボランティアにつきましては、ボランティア団体が行います道路の清掃、除草、植栽等の美化活動を支援するものです。360万円余を計上しております。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。資料

の19ページをお願いいたします。

19ページに、国庫補助事業の3事業を掲載しております。

まず、河川事業で30億7,618万円を計上いたしております。

事業の概要でございますが、(1)の広域基幹河川改良費につきまして、これは、洪水や高潮を防止するために、菊池川ほか3河川で河川改良を実施するものでございます。次に、(2)の都市河川改修費につきましては、天明新川ほか4カ所で、それから(3)の都市基盤河川改修費につきましては、健軍川ほか3河川で、これは人口集中の著しい都市を流れる河川について改修工事を実施するものでございます。それから、(4)総合流域防災事業費につきましては、改修等のハード事業とあわせまして洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策、これを一体的に実施しまして、流域一体となった総合的な防災対策を推進するものでございます。

次に、2つ目の欄の海岸事業でございます。7億9,000万円を計上しております。

事業概要ですが、(1)の海岸高潮対策事業費につきましては、高潮、津波などの被害から海岸を守るために、永尾海岸ほか3カ所で整備を行います。それから、(2)の津波高潮対策事業費でございますが、これは明治新田海岸で既存の堤防、護岸の補強を行うものでございます。

3つ目の欄の河川総合開発事業費で、16億900万円を計上いたしております。

多目的ダムでございます路木ダム、それから、洪水対策等を目的とした五木ダム、氷川ダムの再開発事業を実施します。

それから、20ページをお願いいたします。

単県河川海岸事業としまして、18億5,561万円を計上いたしております。

(1)の単県河川改良費及び(2)の単県海岸保全費につきましては、これは国庫補助対象とならないような小規模な改良事業を行うもの

でございます。それから、(3)の単県河川調査費、(4)の海岸ハザードマップ作成支援事業、それから(5)の単県河川海岸情報基盤整備事業につきましては、県が管理する河川の浸水想定区域図の作成あるいは市町村が行いますハザードマップ作成を支援するというような、ソフト対策に必要な予算ということでございます。

それから、(6)のくまもとマイ・リバー・サポート、これはボランティア団体への支援、それから(7)の河川外来種等緊急対策事業、これは、ウオーターレタス等の外来種の除去等、河川管理に必要な予算を計上しているものでございます。

以上が河川課の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。21ページをお願いします。

港湾課では、新規及び主要事業として11の事業を挙げさせていただいております。

まず、海岸ハザードマップ作成支援事業で640万円を計上しております。

これは、高潮被害の軽減を図るため、市町の高潮ハザードマップ作成を支援する事業でございます。

次に、重要港湾改修事業でございますが、3億円を計上しております。

重要港湾における港湾施設の建設、改良を行う事業で、八代港、熊本港で実施いたします。

次に、地方港湾改修事業ですが、2億8,000万円を計上しております。

地方港湾における港湾施設の建設、改良を行う事業で、水俣港、長洲港で実施いたします。

次に、海岸局部改良事業、8,700万円を計上しております。

海岸保全施設の小規模な整備を行う事業で、牛深港、佐敷港で実施いたします。

港湾ダイオキシン類対策事業ですが、2億7,000万円を計上しております。

水俣港の百間排水路と百間船だまり内に堆積しておりますダイオキシン類を含む水底土砂をしゅんせつしまして、処分を行う事業でございます。

22ページをお願いします。

港湾環境整備事業ですが、7億3,300万円を計上しております。

港湾の環境保全のため、緑地整備及びしゅんせつ土砂処分場の整備を行うための事業でございます。八代港のしゅんせつ土砂埋立護岸整備等となっております。

次に、海域環境創造事業でございますが、6,000万円を計上しております。

この事業は、海域の水質、底質の改善を図り、海域の利用増進に資する事業で、百貫港の砂どめ堤整備となっております。

次に、天草空港管理運営費でございますが、2億587万7,000円を計上しております。

これは天草空港の施設維持管理や運航支援業務等を行う経費でございます。

次に、港湾整備事業特別会計の中のポートセールス推進事業として623万2,000円を計上しております。

これは、外貿コンテナ航路及び非コンテナ貨物の利用促進等のポートセールス活動を行う経費でございます。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計の中の漁業振興費としまして5,000万円を計上しております。

これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、覆砂等の漁場の整備や稚魚放流等を行う経費でございます。

最後に、熊本港臨海用地分譲推進事業として638万1,000円を計上しております。

これは企業へ臨海用地の貸し付け及び売却を行う誘致活動の経費でございます。

港湾課は以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。23ページをお願いいたします。

まず、緑化景観対策事業としまして2,408万2,000円を計上しております。

これは、景観条例等に基づきます緑化・景観対策の推進を図るため、1番としまして景観条例運営事業、2番としまして緑化推進指導事業を行ってまいります。

その下段の景観計画策定等支援事業は、15万8,000円を計上しております。

美しい地域づくりを推進するために、くまもと景観賞、それから、新規事業としまして市町村の景観計画策定支援事業を行ってまいります。

3段目は、広告景観対策事業でございます。1,321万6,000円を計上しております。

屋外広告物条例に基づく屋外広告物対策を図るため、1番としまして違反広告物に対する指導、取り締まり、2番目としまして県民参加による違反広告物簡易除却活動事業、3番目としまして広告物禁止標識等設置事業を行ってまいります。

一番最後に、まちづくり支援事業としまして91万1,000円を計上しております。

これは新規事業でございまして、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により中心市街地等の既成市街地の再整備を図るために、市町村の、いわゆるプロの方を育成する人材育成を図る事業でございます。

続きまして、24ページをお開きいただきます。

都市計画事業調査費としまして、1億700万円を計上しております。

これは都市計画事業の実施に向けた各種事業調査でございます。1番目としまして街路事業促進調査、2番目としまして都市圏の交通アクションプログラムのフォローアップ調査、3番目としまして都市計画道路検討調査、それから、新規事業としまして区域区分見直し、いわゆる線引きの検討調査を行ってまい

ります。それから、5番目としまして都市計画区域の再編検討調査を行ってまいります。

続きまして、土地区画整理事業でございます。3億2,900万円を計上しております。

良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の推進を図るものでございます。

続きまして、街路整備事業としまして21億9,200万円を計上しております。

これは主要幹線道路の整備を行ってまいります。1番目、街路整備事業、新市街水前寺等6億円ほか、4番目までの事業を行ってまいります。

最後に、都市公園整備事業でございます。2,128万9,000円を計上しております。

都市公園の整備としまして、単県公園整備促進事業を行ってまいります。その中で、新規事業としまして鞠智城公園化の調査、これは300万円でございますが、公園化の調査を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整備総室でございます。25ページをお願いいたします。

まず、九州新幹線建設促進事業でございますが、162億4,300万円余を計上しております。

この主なものといたしましては、九州新幹線建設事業費負担金が161億1,700万円余、このほか鉄道・運輸機構から受託しております新幹線の用地買収の事務費1億1,700万円などを計上しております。

2つ目の連続立体交差事業は、熊本市池田から熊本駅周辺の約6キロ区間のJR鹿児島本線等の高架化を行う事業でございまして、鉄橋を予定しております3つの跨線橋の仮設道路工事や熊本駅部の在来線高架化工事に一部着手することにいたしてございまして、22億2,000万円を計上しております。

それから、3段目の土地区画整理事業でございますが、3億5,600万円余を計上してお

ります。

これは熊本市が行います熊本駅西土地区画整理事業地内におきます県管理の街路整備に係る熊本市への負担金でございます。

一番下の街路整備事業、78億4,000万円でございますが、これは、新幹線開業を見据え整備を進めております熊本駅城山線や熊本駅帯山線など、熊本駅周辺の街路整備に必要な用地補償費及び工事費等でございます。

以上でございます。

○首藤下水環境課長 下水環境課長の首藤でございます。資料の27ページをお開きください。

平成19年度の事業概要について御説明申し上げます。

まず、浄化槽整備事業でございますが、し尿、生活排水を一体的に処理する合併処理浄化槽の設置に対する県から市町村への補助事業でございます。

(1)の浄化槽設置整備事業補助費は、個人の方が設置される場合に設置する事業でございます。次の(2)浄化槽市町村整備推進事業交付金は、市町村が設置、管理される事業でございます。

次に、農業集落排水事業でございますが、農村地域において、一定のまとまりのある地域におけるし尿、生活排水を集合処理するものでございまして、原則市町村が事業主体となります。

(1)の農業集落排水施設整備推進事業費は、市町村が行った事業に対しまして、翌年度事業費の6.5%を県が交付金として交付するものでございます。(2)の県営農業集落排水事業費でございますが、過疎地域で一定の要件に該当するものにつきまして、市町村からの要望を受けまして県が事業を行うものでございます。(3)の団体営農業集落排水事業費につきましては、市町村事業でございますが、間接補助のため、国費を県が一たん受け入れ

まして市町村に交付するものでございます。

次に、漁業集落環境整備事業でございますが、漁港背後地の漁村地域におきまして、し尿、生活排水を集合処理するものでございまして、市町村が整備を行うものでございます。

(1)の漁業集落排水施設整備後年交付金、これにつきましては、市町村が行われました事業につきまして、翌年度事業費の6.5%を県が交付金として交付するものでございます。

(2)の漁業集落環境整備事業でございますが、市町村事業でございますが、間接補助のため、国費を県が一たん受け入れまして市町村に交付するものでございます。

28ページでございますが、八代北部流域下水道施設整備計画策定事業でございますが、これは、八代海域等の公共用水域における水質の環境基準を達成するために、下水道整備に当たっての総合的な基本計画を作成するものでございまして、下水道法に基づいて行うものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計でございますが、公共下水道は原則市町村が行う事業でございますが、2つ以上の市町村にまたがりまして、かつ一体的に取り組むことが効率的等の理由により、県が流域下水道として整備を行うものでございまして、現在、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道がございまして、関連市町村の公共下水道の整備進捗と連携を図りまして建設を進めております。また、供用開始ということで運営を行っております。これらの建設費及び維持管理費は特別会計で処理を行っております、ここに記載のとおりでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○岩下建築課長 建築課の主要事業及び新規事業について御説明いたします。29ページをお願いいたします。

まず、くまもとアートポリス推進費でござ

いますが、1,620万円余を計上しております。

アートポリスプロジェクト事業の推進及び視察者向けのPR活動、県民への浸透などを図る事業を行うものでございます。また、来年開催予定のアートポリス建築展の準備を行うこととしております。

次に、ユニバーサルデザイン建築推進事業ですが、1,080万円余を計上しております。

建築物におけるユニバーサルデザインの普及啓発を行うための事業を行うほか、不特定の者が利用します民間の特定建築物について、工事費の一部を補助することとしております。

次に、建築物防災対策推進事業ですが、874万円余を計上しております。

本年3月に策定した熊本県建築物耐震改修促進計画に沿って普及啓発等の事業を行うほか、災害時の緊急輸送道路となる主要道路沿道の民間の特定建築物の耐震診断について補助を行うものであります。

次に、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業ですが、1,800万円余を計上しております。

民間建築物のアスベスト除去を促進するために、工事費の一部を補助するものであります。

次に、建築基準指導費でございますが、建築基準法の改正に伴い、6月20日から施行される建築確認における構造計算適合性判定に要する費用でございます。

以上が本課分でございます。以後については営繕室の業務でございますので、説明は営繕専門監から御説明いたします。

○加納営繕専門監 営繕室でございます。

まず、29ページの下から2段目の県有施設保全改修費6億7,800万円余でございますが、これは県有施設の保全改修を実施するための予算でございます。予算を一元化することで改修の優先順位をつけるとともに、改修を

計画的に取り組むものでございます。

続きまして、県有施設耐震診断事業でございますが、これは、県有建築物のうち、特定建築物等で耐震診断が未実施の施設を対象に診断を行うものでございます。その結果をもとに県有施設の耐震化計画を作成するものでございます。

以上でございます。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。資料の30ページをお願いいたします。

住宅課の主要事業を御説明いたします。

まず、公営住宅建設費でございますが、1億3,092万4,000円を計上いたしております。

これは、古くなった県営住宅の居住水準の向上と居住環境の安定のために、県営住宅の建てかえ等の整備を行うものでございます。

(1)の山の上団地建てかえ事業でございますが、これは基本設計を行うものでございます。800万円余を予定しております。(2)の水俣市の月浦団地建設事業でございますが、本年度は水俣市の土地開発公社から用地取得をするものでございます。1億2,200万円余を予定しております。

次に、公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、6億6,300万円を計上しております。

現在、県営住宅としまして、41団地、8,400戸余りを管理しておりますが、これを適正に維持管理していくために計画的な維持修繕を行いまして、安全性の確保等良好な状態を維持していき、時代のニーズに対応して、入居者の方が安全で安心して暮らせるよう、UDに配慮した改善を行いながら、住宅の機能や質の向上を図っていくものでございます。

(1)のUD配慮改善工事は、住居内の段差解消や手すりの取り付け等を行うものでございます。(2)の安全性確保工事は、外壁の落下防止の改修や火災警報器設置等を行うものでございます。(3)の居住性向上工事は、古

い団地の給水配管の内部腐食による赤水の発生や給水管破裂のおそれがあるために、給水設備の改修を行うものでございます。

それから、3段目の木造住宅総合対策事業費でございますが、58万2,000円を計上しております。

これは、県産木材の需要拡大や地場産業の活性化につながる良質な木造住宅の普及を図るために、木造住宅建設等の次の時代の担い手となります建築系の高校生や大学生を対象といたしまして、体験研修会や提案コンペ等を実施するものでございます。

最下段でございますが、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費としまして1億8,607万8,000円を計上しております。

高齢者の方が安全で安心して暮らせる良質な民間賃貸住宅の整備を進めるために、高齢者の方の身体機能に対応した生活相談や食事サービスなど、生活支援サービスを備えた優良な賃貸住宅を供給する民間事業者に対して整備費の補助を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○西山砂防課長 砂防課でございます。

砂防課の主要事業について説明いたします。31ページをお願いします。

まず、上段の砂防事業でございますが、砂防指定地内の溪流において、土砂災害を防止するために堰堤工等を実施するものでございます。

本年度は、八代市の藤の谷川ほか76カ所を施行する予定でございます。事業メニューとしましては、事業概要に記載しているとおりでございます。予算としましては32億4,200万円を予定しております。

次に、地すべり対策事業でございますが、この事業は、地すべり防止区域内において、地すべりによる被害を防止、軽減するために、排水ボーリングやアンカー工を施行するもの

でございます。

本年度は、益城町の川内田ほか11カ所を施行する予定でございます。予算としましては、5億6,600万円を予定しております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業でございますが、この事業は、急傾斜地崩壊危険区域内において、がけ崩れ等による急傾斜地の崩壊を防止するために、擁壁工や法面保護工等を実施するものでございます。

本年度は、美里町の立岩ほか70カ所を施行予定としております。予算としましては、22億1,300万円を予定しております。

最後に、最下段の総合流域防災事業(ソフト対策)でございますが、3億200万円を予定してございまして、その内訳としましては、土砂災害防止法に基づく警戒区域指定のための基礎調査といたしまして2億5,200万円を、また、土砂災害情報相互通報システム整備事業といたしまして、気象庁と連携して進めております土砂災害警戒情報の本運用に向けた費用や土砂災害危険箇所周知のための標識設置などの5,000万円を予定しております。

砂防課の主要事業としては以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。

6月補正予算説明を戸塚道路整備課長。

○戸塚道路整備課長 道路整備課の方から、第1号議案平成19年度一般会計補正予算の説明を行います。

別添の資料、平成19年6月定例県議会建設常任委員会説明資料の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

平成19年度土木部予算資料でございますが、今回の補正額5,565万円ということで、今回補正額の欄に計上してあります。

その下の表、各課別内訳及び2ページの表のとおり、補正予算というのは道路整備課分

のみでございます。

3ページをお願いいたします。

単県道路改築費としまして5,565万円の補正予算を計上しておりますが、これは、国直轄白川改修事業に伴う県道海路口小島線のつかけえ工事を、国土交通省九州地方整備局から受託するものでございます。

平成19年度当初予算に計上できなかった理由でございますけれども、当該受託に係ります国直轄事業の予算が本年2月の平成18年度補正予算で措置されましたために、協議を受けたのが年度末になったということでございます。今回の6月補正予算で計上させていただいております。

これによりまして、道路整備課予算計は280億1,195万8,000円となります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 繰越明許費総括説明を鷹尾監理課長にお願いします。

○鷹尾監理課長 5ページをお開き願います。

平成18年度繰越明許費に係る繰越額の報告でございます。

報告は、会計区分ごとに一般会計と特別会計3件、合わせまして4件の報告となっておりますのでございます。

まず、一般会計の翌年度繰越額でございますが、表の下段、合計欄記載のとおり、合計額といたしまして297億4,216万4,293円となっております。

次に、港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額でございますが、7,400万円でございます。

それから、用地先行取得事業特別会計の翌年度繰越額でございますが、7億800万円でございます。

それから最後に、流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は9億5,400万円でございます。

す。

表には記載はいたしておりませんが、4会計合わせました翌年度繰越額は314億7,816万円余となっておりますのでございます。

繰り越しの理由といたしましては、地元住民への説明ですとか関係機関との調整などに時間を要したなど、計画に関するもの、それから、工事の発注を行いました後、予想されなかった事柄によりまして設計の見直し等を行いましたこと、設計に関するもの、それから、買収価格でございますとか、相続で用地取得が難航したためということで、用地の関係によるもの、それから補償価格や移転先用地の問題で補償交渉が難航したことなどによりまして補償処理の困難によるもの等でございます。

各課、総室別の詳細につきましては、6ページから24ページにかけて記載をいたしております。各課ごとの説明につきましては省略をさせていただきますが、これら繰越事業につきましては、早期完了のため全力を挙げて取り組んでいるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○井手順雄委員長 続きまして、専決処分の報告及び承認について、宮本道路保全課長。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございます。25ページをお開きください。

道路事故の専決処分の報告と承認をお願いしております。26ページの概要で説明させていただきます。

事故は、平成19年2月11日、日曜、午後8時30分ころ、菊池市原の主要地方道阿蘇公園菊池線の路上で、和解の相手方が普通乗用車を運転し菊池市原を進行中、道路左側法面から道路上へ落下していた石と衝突し、車両を破損したものでございます。

過失割合は、道路管理者が3割、被害者が

7割としております。損害額25万2,966円の3割、7万5,889円を賠償するものでございます。よろしくお願いたします。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。27ページをお開き願います。

第14号専決処分のご報告及び承認について、28ページの概要の方で説明を申し上げます。

日時でございますが、平成19年3月1日、木曜日、午後8時20分ごろでございます。場所は、熊本市出水2丁目の水前寺江津湖公園出水地区でございます。過失割合は、公園管理者が9割、被害者が1割となっております。損害額及び賠償額は、損害額は8万5,510円、賠償額は7万6,959円でございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が普通乗用自動車により後進で駐車を行った際に、後方樹木の添え木に接触をいたしまして、車両を破損したものでございます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。どうぞ。

○児玉文雄委員 14ページ、建設産業再生支援事業、この事業は今までかなりやってきたと思うんですが、建設業からもそちらの方にも乗りかえても会社の方はどうかやっていけると、そういう結果が出た、そういう新しい事業というのは県下にありますか。

○鷹尾監理課長 建設業再生支援事業につきましては、平成16年度から取り組みを行っておりますが、その中で、ただいま委員御指摘の一つであろうかと思いますが、新分野等に進出をしていただく、要はモデル事業、これにつきまして、ここの中に記載をしておるところでございます。これは、具体的に、農業、福祉、環境分野、こういう新しい分野に進出

しようとする方に対しまして、専門のアドバイザーを派遣して支援をするという事業でございます。

これまで、平成16年度から18年度までのモデル事業としての採択は合計29件でございます。事業者数としましては、複数年度にわたり採択をいたしましたので、26社ということでございます。環境分野が7件、農業分野が8件、水産分野が2件、福祉分野4件、観光分野4件、その他4件ということで、現時点における状況でございますが、昨年の9月にアンケート調査をやりまして、その後この状況を確認いたしました。事業を継続し、拡大等も考えられている事業が13事業あるということ……

○児玉文雄委員 29のうちですね。

○鷹尾監理課長 はい。まあ、一定の効果は果たしているのではないかとこのように考えています。

○児玉文雄委員 これがちょっと問題があるのは、新しい事業を興すとき、どうしても資金が要るわけですね。そうすると、その資金が、金融機関が新しい事業では貸してくれないと。従来の建設業で資金調達をすると、監理課の方ですぐやかましゅう言うて点数を下げるだろう。そこらあたりが私は納得がいかないんですね。県も、そういう新しい事業の展開をやりなさいと、そういう指導も支援もしよりながら、監理課の経審点においては、借入金が多いというようなことで点数が下がるわけですよ。そこらあたりはどう考えているのか。別個に扱うのか、やっぱり本体のその事業の借入金で扱うのか、そこをちょっと説明をお願いします。

○井手順雄委員長 鷹尾監理課長、ゆっくり説明してください。

○鷹尾監理課長 どのような形で新規分野に展開をされるかということについて、別法人をつくるのかあるいは同一法人の中でやるのか、いろいろやり方はあろうかと思いますが、基本的には、各社の体力なり経営状況に合わせた御判断であろうというふうに思っております。

ただ、児玉委員御指摘のとおり、建設会社の中でそういう事業を行うということになったときに、長期の借入金あたりがふえれば、評価項目の中の経営状況分析点というのが必ずしもプラスに働かないような要因があるということはあるかというふうには思っておりますが、ただ、経営事項審査の評価点につきましては、もちろん経営状況も含めて、技術力でございますとか、社会福祉の状況でございますとか、そういう総合的な評価を行うことになっておりますので、直ちにそれが大きな影響を及ぼすのかということについては、どうだろうかという思いはございます。

それから、もう1点、格付の評価の中でございますが、新規分野の進出については、これを、いわば県の技術点、主観点の中で評価をしていくというような仕組みをとっておるところでございます。

○児玉文雄委員 答弁はそういうようなことで言っているけど、実際その経審を受けると、例えばいろいろの評価の仕方があると思うわけですね。自己資金比率であったり、売上高であったり、いろいろあると思うんだけど、例えば売上高が3億円あったと、受注が。だから、これは売り上げと言うのかどうか知らぬけれども、まあ売上高が。そうすると、Aは3億円、B社は1億5,000万円しかしてないと。しかし、こっちのB社の方は無借金であったと。そのためにランクはAになるわけですよ。その幅というのは、かなり私はある

ような気がしてならない。

大体、本当は業者の総合的な判断がそうかもしれないけど、これはその本体、本業だけでもそうだけど、機械等を買ったと、結局は投資額が多いとか、全くそういうのは今までプラス点には動いてないんですよ。全部マイナス点なんですよ。だから、我々と話すときは、普通の会話の中では、今後そういうのも考えていきますと言うけど、私は、それはまだまだ経審の中では反映されていないと思う。

だから、例えばこういう新しい事業を興すと、その支援をするというならば、その投資額において、経審のときプラス点を、新規分野に進出をしているというようなことで、そこにプラス点が、まあ10点なるとつけるとか、そういう具体的なやり方をやらないと、今のやり方は、もう固定資産は持たないがいい、投資はしないがいい、借金はしないがいいと。しかし、実態は、それは必ずしもそうではないんですよ。別会社をつくって借金をその名義にしてしまえば、ちゃんとAクラスならAクラス、特Aなら特Aで残ることができるんですよ。そういう抜け道を、全く——そりゃ、あれぐらいの人数でやれというのは無理かもしれぬけど、私は大変不公平があると、それを申し上げたい。

だから、これは今までいつも言っていることだけど、部長、その点具体的に、そういう新規事業支援対策なんかやっているとするならば、私は、今後のあり方として、別点でプラスしてもらおうとか、そういうわかりやすいやり方でやっていただきたいと。

できるなら、部長の答弁をお願いいたします。

○渡邊土木部長 新規産業分野へ進出して、そこで資金を調達したときに、自分の本体の企業のあるに経審でマイナスに働くというようなことは、確かに私も非常にいかななものかと思えます。

ただ、今監理課長が申しましたように、進出することによってプラス点をつけるというのはあるということでございますけれども、今の、何というか、資金調達がどういう現状——26社だったか、私もそこまで詳しく把握しておりませんので、そこら辺を把握をさせていただきたいというのが1点と、もし是正できるものであれば、何か改善策を、これはちょっと次回——すぐ返事ができませんので、次回の委員会までには御報告させていただきたいと思います。そういうお答えしかこの場ではできませんけれども。

○児玉文雄委員 私は実例を幾つかも知っているけど、まあ本業にかわる事業というのも、また金融機関は、そんなに新規事業に——技術開発をした新規事業じゃなくて、ある程度の仕事のノウハウを知っとればそういう分野にも行けるというときに、ましてその中にも農業分野なんかあったわけですよ。しかし、やっぱり農業をするにしても、まず土地を買わないと、確保しないと新しい農業もできぬわけですよ。そういうのには、まだ銀行は相手にしてくれないんです。やっぱり、それならあなたの本体で借ってくれと、それを迂回融資しなきゃいかぬわけですよ。

だから、銀行というのは、常に危険度をかなり見ますから、取れない企業にはなかなか貸さない。また、今どうにかやっているのは29件のうち13件と、まあ5割弱なんですよ。そういう状態で——あのマンゴーはどうなったのか。マンゴーの仕事をしておられる人がおって、いつかはえらい景気がいいという話だったが。具体的にはわからぬとでしょうね。

○鷹尾監理課長 昨年のアンケート調査では、マンゴーの栽培拡大については、事業継続、規模拡大も検討されておるといふふうに聞いておるところでございます。

○児玉文雄委員 その中身はわからぬわけですよ。

○鷹尾監理課長 ただいま御指摘の……

○井手順雄委員長 指名してから言ってください。監理課長。

○鷹尾監理課長 ただいまお話しのございました点でございましたが、本年度から前年度まで実施したモデル事業者に対しまして、事業実施後のフォローアップも行うことといたしておりますので、その中で十分確認を賜りたいと思っています。

○児玉文雄委員 恐らく今後、建設業というのは、そういう分野に進出をしていかないともう食うていけないと、残り得ないと。そういうことで、都合上1回どま、そういう新規事業に転換した業者の、そういう成功例でいいですたいね。失敗を見ても何もならぬから。視察あたりでも、委員長の配慮で考えてみることも必要だと思います。

○鷹尾監理課長 はい、わかりました。

○井手順雄委員長 次にありませんか。

○山本秀久委員 23ページのまちづくり支援事業、そこに何か91万1,000円とか書いてあるけど、これはどういう人を派遣するの。専門家ているの。

○山本都市計画課長 これは、土地区画整理事業、それから市街地再開発事業ということで、ちょっと特殊な事業といえますか、なかなか市町村の方にはこういうプロの方がいらっしゃいませんので、その辺のノウハウを研修で人材を育成するというふうなことでござ

います。

○山本秀久委員 何。

○井手順雄委員長 もうちょっと具体的に…
…

○山本秀久委員 意味がわからぬ。

○井手順雄委員長 人件費とか、どういった事業内容というのを説明してください。

○山本都市計画課長 これは、そういう人材育成をするための必要経費で、91万1,000円でございます。コピーしたりとか、そういうふうな費用でございます。

○山本秀久委員 人材育成の費用だな。

○山本都市計画課長 はい、そうでございます。

○山本秀久委員 派遣するて言いよったごたるけど……。

○児玉文雄委員 ちょっと関連だけど、今、町村で、何カ所かかなりの額をもらったまちづくり、市街地活性化事業か、これとはどうですか、関連はあるんですか。

○山本都市計画課長 今山本先生の方からございました23ページの一番下のまちづくり支援事業でございますけれども、これはその事業ではございませんで、そういう区画整理事業をやるだとか、市街地再開発事業が特殊なちょっとテクニックを要しますので、そういう人材を育成するというふうな事業で……

○児玉文雄委員 その事業はどこから予算が出ているのかい。

私の地元でも、たしか1億9,000万円ぐらい今年度予算がついとると話は聞いているんだよ。

○井手順雄委員長 まちづくりかなんか。

○児玉文雄委員 だけん、あれはどこから…
…

○井手順雄委員長 それは土木部から出とつとかな。

○山本都市計画課長 まちづくり交付金事業は都市計画課の所管でございます、これは、市町村の方で計画を立てましたところで、国土交通省の方に申請をしまして交付金が出る事業でございます。

○児玉文雄委員 国の方から出る。

○山本都市計画課長 はい。

○児玉文雄委員 そうすると、それに上乗せは県はないわけね。あるわけ。

○山本都市計画課長 県の方はございません。

○児玉文雄委員 蘇陽の馬見原で、1億9,000万円ぐらい今年度事業採択になっているんだよね。

○井手順雄委員長 ほかに。

○岩中伸司委員 14ページの、単純な質問ですが、CALS/EC事業でちょっとわかりませんが、推進協議会というのが、まあ運営費32万4,000円ぐらいですが、この推進協議会というのは私も初めて聞いて、申しわけありませんが、どういう状況ですか。

○田口土木技術管理室長 これにつきまして、平成15年3月でございますか、県、市町村、また建設業界の3業界の代表者によりまして、熊本県CALS/EC推進協議会を設立しました。

これは、あくまでもCALS/ECにつきまして、今後どういう形でやるのか、今後当然推進していかなければならないとか、そういう目的を持った形で、こういう市町村も含めて、産業界も含めた形でやりましょうというような協議会でございます。

○岩中伸司委員 電子化を進めていって、より迅速にいろんなやつを正確にやろうというような、そんな趣旨かなとも思うんですが、今御説明いただいた平成15年3月にそれぞれ産業界の代表者でつくられているということですが、このメンバーというのは何人ぐらいで、例えば、平成15年だともう4年以上前ですが、いろいろそういう会議の開催とか、そして具体的にどういう形の方針が出たとか、この間の事業に対する総括がどうなされたとか、そういうのは今のところはまだないんですか。

○田口土木技術管理室長 ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんが、一応協議会でいろんな決め——電子納品はいつごろにするとか、例えば電子入札はこういう形でやりましょうとか、そういう取り決めにここでやって、それを具体化して実際にやっていると、動かしているということでございます。

○岩中伸司委員 大体概要は今課長がおっしゃったようなことかなと思うんですが、もう少し——なかなか姿が見えないので、まあきょうは資料がちょっと手元にないとすれば、後日でも伺いたいと思います。

○井手順雄委員長 どういうメンバーで、どういう協議を行って、どういう結果を出したというようなことを文書で各委員の皆さん方に配付してください。それでよろしいですか。

○岩中伸司委員 はい。

○森浩二委員 25ページ、新幹線総室で受託事業があるでしょう、用地取得の。今何%ぐらいの……。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線の用地取得につきましては、九州全体ではまだ96%ぐらいなんですけれども、県内は99%を超えているような状況でございます。

○森浩二委員 それに関連して1つ聞きたいんですが、結局、事務系の方が用地交渉に行くでしょう。そのとき、私はちょっと聞いたんですが、5,000万円までは無税とかなんか言われて印鑑を押したわけですよ。確定申告した後、そのまま申告したら追徴課税が来たわけですよ。結局、説明してなくて。そういうことがあるから、そういう用地交渉をする人にちゃんとそういうのを教えているのかどうかと思ってですね。

○清田用地対策課長 用地対策課ですが、用地を担当する職員につきましては、初任者の段階から計画的に研修をやっておりまして、今委員がおっしゃいましたような課税のことにつきまして説明させておりますので、周知しているとは思っておりますけれども、そういったことがございましたならば、改めて十分な知識につきまして研修に努めてまいりたいと思います。

○森浩二委員 それを本当に——後で使ってしまったってまた追徴課税が来て、みんな慌てた

ことがあったんですよ。3件ぐらいあったもので、その辺は十分用地交渉をする人に教えといてもらいたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○児玉文雄委員 ちょっと関連。

それは何か公共事業用地の取得の届け出か何かすれば、追徴課税というのは5,000万円までは無税でしょう。どうですか。

○清田用地対策課長 具体的なことがちょっとわかりませんが、対価補償、土地の購入、また、建物の移転補償につきまして、建物を壊された場合、こういった場合には5,000万円の特別控除がございますが、補償金の種類によっては対価補償とみなされませんので、5,000万円の特別控除の対象外の補償金もございます。ちょっと具体的なことを聞きませんと、その分が追加課税になったということがちょっとわかりませんが。

○児玉文雄委員 森先生、これは用地でしょう。

○森浩二委員 要するに、家屋とか庭木とか、いろいろあったんですよ。その中で何か種類を分けんといかぬとでしょう、確定申告するときに。

○清田用地対策課長 そうです。

今森委員がおっしゃいましたように、補償金の中には、建物の補償、庭木の補償、それから動産の移転料、その他いろいろな補償金もございます。その中で対価補償金と認められた分につきましては、合計で5,000万円まで特別控除がありますので税金はかかりませんが、対価補償金以外は、例えば移転補償金なんかにつきましては、実際に使われた分の残りにつきましては税金がかかってまいりま

す。そういったところの詳しい説明が恐らく不十分だったんじゃないだろうかと考えております。

これから、職員に対しましては、その辺のところも徹底させていこうと思います。

○井手順雄委員長 わかりました。

○渡辺利男委員 ちょっと港湾のことについて、これは基本的な考え方ですから部長の方にお答えをお願いしたいと思うんですけども、八代港が今度5万トン級岸壁を目指して、国の直轄事業として認可されたということは非常に結構なことだと思うんですが、こういうのを機会に、もうそろそろ八代港と熊本港の役割分担を、県の考え方としても明確にした方がいいんじゃないですか。

これから先も、同じように大型化を両方も目指して、そしてポートセールスも同じようにやっていくのか、あるいはもうそろそろ大型港は八代に集中して、ガントリークレーンとかにばんばん投資して、輸送コストを安くしてあっちに集中してきてもらうとか、あるいは熊本港はもう旅客港として発展するようにいろんな知恵を出していくとか、そういうふうにもうはっきり役割分担をした方がいいのではないかとと思いますが、どういうふうにお考えですか。

○渡辺土木部長 八代港、熊本港、それぞれ役割というのは今も考えていますというか、八代港というのが、そもそもアジアをにらんだ、そういう貨物の主要な取引ということでは位置づけております。また、熊本港、これについても、やはり熊本都市圏を背後に控えているというあれもありますし、やはり貨物は貨物としてあれですけども、八代港と違う部分というのは、今委員がおっしゃった旅客、そういうものはまた熊本港には、そういった——もう少し八代港と違った役割の位置

づけというのも思っておりますけれども、基本的には、大きな貨物そのものは八代、ただ熊本港が全然ないかというところというわけでもございませんので、また背後地あたり、今もリサイクル関係の企業あたりも随分進出してきていますので、貨物の今後の動きあたりも十分見ながら、ただ役割競合しないような形で整理してはいきたいと思っておりますけれども。

○渡辺利男委員 熊本港は、今5,000トン級岸壁はツーバースですか、2つですか。

○井手順雄委員長 いっちょです。

○渡辺利男委員 いっちょですたいね。これは今後どういうふうに整備していく計画を持っているんですか。

○渡邊土木部長 貨物量の推移を見て、必要な分はツーバース面の整備に移るというふうに、貨物量の今からの動向ということになると思います。

○渡辺利男委員 わかりました。

じゃあ、あそこの5,000トン級岸壁が整備されることが決定したときに、当時の福島知事が、使用状況を見きわめた上で次に進みたいと答弁されましたから、今の5,000トン級岸壁1バースが満杯で、これはふやさんと使えぬばいという状況にはまだないですね。そここのところをお願いします。

○渡邊土木部長 今の状況はそうですけど、今申しましたように、背後地、臨港用地の利用状況、そこら辺が今後の動向のかぎを握っていると思っております。

○渡辺利男委員 済みません、もう1つ。これは港湾課ですね。

熊本港建設に関連した漁業振興費、これは5,000万円ほどことしも組まれておりますけれども、これは熊本港ができてから何十年になりますかね。あれをつくる際に、ああいうたしか基金をつくって、その果実でというはずだったやつが取り壊してこれになったと思うんですが、これはいつまでこの漁業振興費を出すんですか。未来永劫出すんですか。22ページ。

○生喜港湾課長 平成33年までということで、年間5,000万円ですね。

○渡辺利男委員 33年までですね。わかりました。

それと、済みません、今度は住宅課にお尋ねします。

30ページの一番下に、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費1億8,607万8,000円が組まれておりますが、これは今からものすごくふえてくると思うんですよ。ニーズが多いと思うんですよ。

というのは、特別養護老人ホームなりほかの施設というのは、非常にやっぱりいろんな規制があるけれども、これは非常に規制が甘いといいますか、割と土地があれば自由にそれを生かしてつくっていくことができるということなので、それはそういうニーズがあるから結構なんですけど、この間のコムスのような、やっぱり悪質な業者がどんどんこういうのに進出してきはせぬかというおそれもあるわけですね。

民間事業者に整備費の補助を行う際に、どういうふうにそれはチェックしていかれるのかをちょっとお尋ねします。

○吉川住宅課長 これは、まず入居者の規定がございまして、入居者は60歳以上ですね。その管理期間としては10年間ということで、これは管理期間中は報告をしていただく

ようになっております。

○渡辺利男委員 これを整備費の補助を行うための条件としては、建物とか管理運営とか、そういうものに対する基準とか、そういうのはどうなっているんですか。

○吉川住宅課長 まず、整備の要件ですが、これは生活支援モデル型と、もう1つ、生活支援グループ居住型という2つのメニューをそろえておまして、現在、募集戸数としましては一応50戸を補助の予定でございます。そのうち、大体生活支援グループ居住型を18戸優先的に確保していただくということです。

内容につきましては、生活支援グループ居住型というのは、整備戸数が18戸以下、それから占有面積が18平米、それから新築が原則と。それから、一番の特徴は、共同で使用する居間とか食堂、浴室、台所、そういう共用で使用するところを必ず整備するということ、それから、介護型の浴室が——まあ個別の浴槽、2～3人用ですけれども、そういうのを共用して介護スペースを確保することとか、さまざまございます。

それと、生活支援モデル型というのは、整備戸数が今度は5戸以上になります。これは占有面積が、単身世帯としましては35平米以下、2人以上だったら40平米以上にしなさいとか、そういう規定がございます。

とにかく、当然ですけれども、高齢者に優しいように、手すりの設置、段差解消、それから、エレベーターの設置、それから廊下の幅とか、そういうハード的なところはいろいろ基準がございます。それについては住宅課の方で技術的なチェックもしております。

○渡辺利男委員 例えば、ヘルパーさんをどれだけ常時配置しとくとか、あるいは入居費、毎月の費用あたりが最初の条件と入って

みたらえらい違とったとか、そういうことになった場合、県が補助金を出しとる住宅になるわけですから、そういう事業所が出てきた場合はどういうふうにされるんですか。

○吉川住宅課長 家賃の補助はやっていませんので、建設のときの共用部分のところだけやっていますので、家賃についてはちょっと……

○井手順雄委員長 いや、家賃じゃなしに、もしそういう違反があった場合には、県から何か指導ができるのかという話ですけど。

○吉川住宅課長 もし違反が見つかりましたら、それは当然補助金の返納ということは考えられると思います。

○渡辺利男委員 例えば、そういう最初許可をするかどうかを見きわめたり、あるいはその後チェックするとかいうのは、例えば高齢者支援総室とか連携をして何かするとか、そういうのはあるんですか。

○吉川住宅課長 現在のところは高齢者支援総室との連携というのはございませんけれども、まあ連携というか、申込者に、そういう事業者に対しての、そういう要件を満たしておるかとかいうのは、これは事業主体が社会福祉法人であるとかいうのがございますので、その辺のチェックはお願いしております。

○渡辺利男委員 とにかく、最初言いましたように、ほかの老健施設とか老人ホームとかの建設の条件に比べると、非常にこれは条件が甘いんですよ。規制があんまりないんですよ。だから、この間のコムスンのような事業者が出てきやせぬかと大変心配なので、そのところを今後とも厳しくチェックできるよ

うに、行政としてもやっていただきたいと思
います。

もう1つ、同じ住宅課ですけれども、この
財政難の状況の中で、滞納者の一掃のため
には大変頑張っておられると思うんです
が、そういうふうにならぬように、今41
団地、8,400戸近くあるということ
ですが、ぜひ効率的に生かしていただ
きたいと思うんですが、その中で、例
えば私の地元にあるんですが、県営東
町団地あたりのもともと店舗であった
1階の施設が、広々とあいたままで
全然使われてないわけですね。あ
あいうのがもったいなくて、何らか
使えないものかなというふうに思
いますが、ただ、この家賃では借
り手がないというだけで閉めて
おられるわけですから、そういう
ものの活用についてはどうい
うふうにお考えいただけますか。

○吉川住宅課長 確かに、東町団地の1階、
従来店舗だった部分については空き家にな
っております。現在、退去者とか、まあ法的に
退去した分とか、あるいは、これは言葉は悪
いですが、夜逃げみたいにしてもういなくな
った方のそういう家財を、一時保管場所にし
ております。

それだけではなくて、確かにもったいない
話ですので、その辺は、1階部分ですので、
何か、例えば福祉関係のグループホームとい
うか、そういう例等もございまして、言うな
ら公有財産の目的外使用の許可もございま
すので、そういうことの需要があれば考えて
いきたいと考えております。

○渡辺利男委員 今言ってもらったのであり
がたいんですが、あの健軍の、何だっけ、さ
さえ愛何とか工房てありますね。何億円てか
けてつくったような。ああいうふうモデル
的にはものすごくいいところをつくっている
けれども、あそこにあんな金を注ぐぐらい
だったら、今言われたように、1階の空き店舗

はもう10年以上ただあけてるわけだから、地
元ではもう早くから独居老人のためのそう
いうデイサービスのなやつに、例えば民生委員
のグループがいろいろやられていますけれど
も、場所がないものだから、ああいうのを何
で活用せぬのだろうかと、健軍の方はあぎ
ゃん豪華につくつとるけれども、こっちの方
だつてそういうニーズはいっぱいあるのとい
う声が早くから出ているんですよ。

ですから、もう今さら店舗でどれだけ売
り出してもどこも借りるところはないから、思
い切って、健軍のあそこにあぎゃん金かける
ぐらいなら、こっちも、金はかからぬわけだ
から、そういうふう福祉のために使ってい
くというふうに、ぜひ積極的に考えていた
だきたいと思ひます。

○岩中伸司委員 今の高齢者住宅関連で質問
しますが、私もこういうのは余り知らなくて、
それぞれ高齢者向けの設備が整った民間の住
宅をつくるのに補助をするというようなこと
のようですけども、今答弁を伺うと、50戸
の予定ということで、それも2つ分けてとい
うことですが、これは具体的に、例えば50戸
でこの予算で計算すれば、1戸370万円程
度になるんですが、これは生活支援の部分18
戸の分が幾らということに理解していいん
ですか。

○吉川住宅課長 1戸当たり最大で160万円
になっております。これは共用部分の建設費
ということで、その3分の1を限度としま
して、高い方にですね。まあ160万円が限度
ということなんです。

○岩中伸司委員 そうしたら、1戸当たり16
0万円を限度としてというふうなことで補助
金が出るということですね。

○吉川住宅課長 はい、そうです。

○岩中伸司委員 そうすると、この1億8,600万円余については、結構、今50戸予定されているということですが、これよりも枠は倍ぐらいになっていくということですね。

○吉川住宅課長 済みません、これにつきましては、実は、言うなら高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業と言いますけれども、この制度につきましては、平成12年度から募集をかけておりました。平成16年度まで家賃補助もやっていたんですよ。家賃補助を、非常に長く続くものですから、平成17年度からは、ハード面の整備として、1戸当たり160万円、50戸を限度として補助する制度に切りかえております。そういうことで、平成16年以前のものについての家賃補助を現在やっている、その予算でございます。

○岩中伸司委員 これは、そうしたら新規の補助も含めて、これまでの——家賃もこれからも払い続けるということじゃないわけですよ、補助を。ちょっとわかりません。

○吉川住宅課長 16年以前に建設補助したもののについては家賃補助がございます。

○井手順雄委員長 今もやっているんですか。

○吉川住宅課長 管理期間が10年間ですので、その分が生じております。

○児玉文雄委員 ちょっと今の関連だけど、聞いてって、アパートなのか1戸建て住宅なのか。でも、さっき共用部分についてはということは、アパート形式のような聞こえ方がしたんだけど、どっちなのかい。これは1戸住宅ではだめなんだろう。

○吉川住宅課長 共同住宅ですから、アパートです。アパート形式でございます。

○井手順雄委員長、じゃあ、この予算の中で、その家賃の部分と新規の部分で、幾ら幾らあるんですか、これは分けたら。

○吉川住宅課長 新築の補助分については、1戸当たり160万円の50戸ということで8,000万円を予定しておりまして、残り1億600万円余につきましては、家賃の減額補助ということになっております。

さっき申しましたように、現在、平成12年から16年度までの間に438戸が整備されております。その分の家賃補助になっております。

○井手順雄委員長 438戸の家賃分ですね。

○吉川住宅課長 はい。

○児玉文雄委員 そうすると、160万円の建設補助はわかったけど、家賃は幾らぐらい補助しているんだい、1人当たり。

○吉川住宅課長 家賃は1人当たり……これは非常に難しく、言うなら民間並みの家賃を——当然民間の施設でとられておると思うんですが、公営住宅の補完をするという意味で、言うなら入居者の方の収入に応じて家賃の算定をしておりまして、例えば家賃が6万円の場合、公営住宅並みにその人の収入に応じて家賃を決定して、仮に4万円だとすれば2万円が補助ということになります。それを10年間管理していただくということで、毎年管理報告が出てきますので、それでチェックしております。

○児玉文雄委員 だから、それは入居者に対しての補助になるわけだね。じゃないか、家主さんに対してやっぱりするの。

○吉川住宅課長 入居者に対しての補助でございしますが、それは管理次第といたしますか、不動産屋なり社会福祉施設あたりからまとめて要求がございします。

○児玉文雄委員 もう少しそこらあたり整理した——それはもう新規ではないとするならば、何か家賃が高いか安いとか、それなら公営住宅は幾ら取りよるのか我々もわからぬし、所得等の違いもあるだろうし、何かちょっとそこはわかりにくい説明だな。

○岩中伸司委員 そうだと、入居者は、具体的な家賃の補助の金額についてはこれは知らないですね、自分が幾ら補助を受けているのかとかいうのは。

いわゆる、私は今ずっと聞いていたら、その施設の管理者、これに補助がいくということですよ。どうですか。

○吉川住宅課長 施設管理の……

○岩中伸司委員 管理者にいくということですね。

○吉川住宅課長 そうです。

○岩中伸司委員 であれば、具体的に今説明いただいた収入に応じた算定というのは、その管理者があくまでも自分の範囲内でやることであって、入居者に直接利益につながる——本来ならそうならなきやいかぬと思うんですが、そうはなっていないという……。

○吉川住宅課長 個人個人の収入については、言うなら事業主の方から調査をいたしまして一連の書類として出てきますので、そのときに、言うなら近傍家賃という言い方をしているんですけども、民間家賃が、その施

設が幾らと、6万円なら6万円と、その人に対しての収入はこうだから差額がこれだけ生じますということで申請が出てまいります。だから、個人の資産といたしますか、個人の収入については当然証明書がついてまいります。

○岩中伸司委員 それはついてきても、管理をするところでその補助を受けて、それがその入居者に補助がいくと。まあ、満額いくということにはならぬということですね。

○吉川住宅課長 補助金は満額いくようになると思います。ただ、徴収額が6万円の——家賃としては、その事業主は、例えば6万円のところを、県の補助が3万円あれば3万円しか取りませんので、そういう報告はずっと受けております。

○児玉文雄委員 だから、そこはちょっと今までの説明を聞いていると、ちょっとおかしいんだよ。個人ではないて言いよったのが、今、その家賃に関しては、個人の補助をしてあるから補助した分だけ差引くと。だから、6万円が、3万円もらえば3万円になると。そうすると、当初の説明からいくと、建設に対して補助金を出すというような話だった。そこらあたりをもう少しすると、それは利用者もまだまだふえてくるし、利用者が多いからもう建設課も打ち切ったんだろう。どうね。それは制度としては、何かもう少しそれを利用するならばいい制度のような気がするんだけどな。

○青木土木部次長 補足させていただきます。

この制度は、先ほど来住宅課長が語る説明しておりますように、高齢者に優良な賃貸住宅を供給するために、民間住宅に対して一定の助成を行って、これを促していこうという

仕組みでございます。

これには、ハード、それからソフト、両面にわたりまして一定の基準を設けて、先ほど御質問がございましたけれども、そういったところをチェックした上で認定し、一定の助成を行うということでやっております。

今家賃のところが若干わかりにくかったかと思えますけれども、これは入居者の収入に応じまして、その方が負担できる負担額というのを定めまして、それと民間の市場家賃との差額について助成を行うという仕組みで行っております。

これは、事業者がそこまで家賃を下げるときに、その事業者に対して県の方から補助金を出すという形でやっております、最終的には入居者の負担が少なくて済むという仕組みでございます。

○児玉文雄委員 だから、2本立てでやっておりますと言え、ある程度の理解がしやすいんだよ。初めはそうじゃなかったんだよ、説明は。るるじゃないんだよ。あんまりるるじゃなくて、わかりにくい説明をしたからそういうことになるわけだ。

○青木土木部次長 言葉足らずで大変失礼いたしました。

これにつきましては、新規建設の際に、共同施設整備費ということで一定の助成を行うのと、16年度までにつきましては家賃補助をあわせて行うという仕組みでやっております、現在は、その家賃補助については、過去に行った分について継続的に助成を行っている。また、新規については現在は行っていないということでございます。

○児玉文雄委員 今からは入居者の補助はないわけだな。いや、いい制度だから、我々も早う知っとるならつくるはずだった。

○岩中伸司委員 同じく住宅課にお尋ねをしたいんですが、公営住宅の位置づけでいけば、私は、従来から県営も市営も、やっぱり低家賃というか、これで低所得者が利用できる住居を確保するというのが基本にあるべきじゃないかと思うんですが、最近はそのことじゃなくて、非常に荒尾に建っている市営住宅なんかを見れば、それはもちろん私の家よりかうんとよかばってんですね。住み心地の環境ももちろんいいわけですが、私は、そのことも求めないかぬけれども、今回も計画があるようですが、戸数をふやして、単価をもっと下げて、あんまりそのような立派なやつをつくらぬでも、戸数をふやす公営住宅のあり方というのが必要だと思うんですが、今回、ここに出されている——水俣で1億2,200万円ですか、これが予算計上されているんですが、どんな考え方でつくられるのか。何戸で幾らなんですか。

○吉川住宅課長 水俣の月浦団地につきましては、これは、水俣地域振興計画の一環として、平成12年度に1期工事として27戸が建設されております。今回、まあ今年度は用地取得費ですが、23戸を第2期工事として今年度用地取得、来年度から着工という運びになっております。

ちなみに、建設費でございますが、これは大体1戸当たり1,500万円程度になると考えております。

○児玉文雄委員 坪に直したら、1坪当たりになると大体——標準でいいから、1坪幾らぐらいかかる。1坪で65万円ぐらいか70万円ぐらいかかる。1,500万円なら、坪を割りゃええじゃないか、すぐわかるじゃないか。

○井手順雄委員長 50万円ぐらいたい。(発言する者あり)よかたい、それは調べて。

○吉川住宅課長 はい。

○岩中伸司委員 これは県、市や町村が独自にやるんじゃない、これは国の指導がやっぱりあったり、それが大きな流れとしてあると思うんですが、今ちょっと聞いただけでも、県営住宅で、これは1戸建てではないわけですね。今度も23戸、平成12年度は27戸ですが、1戸当たり1,500万円かかるということになれば、私は本来の公営住宅の役割じゃないんじゃないかと。もっと単価を下げるような形で、住宅も、そんなに立派じゃなくて、低家賃の住宅を確保すべきというふうに思うんですね。ところが、もう最近は全然違うような流れですから、この辺はちょっとやっぱり国にもきちっと物を申してもらいたいというようなことで、これは要望しておきます。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 この公営住宅、これは将来もやっぱり建て続けていくといたしますか、建てかえ続けていくわけですか。もう途中でやめるとか。もう民間の住宅が今空き家が大変多くて、民間の家主さんたちは困るとるわけですね。公営住宅は家賃が安いから、そして、今話が出たように、結構設備もいいわけですよ。民間ががらがらで、公営住宅は予算がないのに建て続けると。どんなふうにお考えか、ちょっと説明をお願いします。

○吉川住宅課長 今後公営住宅を建設していくかどうかということですが、ことしの3月に、熊本県の住宅マスタープランを定めまして、さきの建設常任委員会で説明をさせていただいたところでございます。

このマスタープランでいきますと、今後10年間で、熊本県内の公営住宅の供給の目標量というのを定めておりまして、17万5,000戸

を……

○堤泰宏委員 よかです、そのマスタープランを後でもらうとよかけんですね。

○井手順雄委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 入札制度の改革についてちょっとお聞きします。

○井手順雄委員長 それはまた3番の報告事項の中で……

○森浩二委員 いや、談合についてちょっと聞こごたつとたい。

○井手順雄委員長 わかりました。

○森浩二委員 建設委員会は初めてですので、談合は何でいかぬのか、どういう法律に触れるのかですね。まあ、私なんか、もう小学校のとき、先生から話し合いで何でも決めなさいというようなことで習ってきたわけなんです。話し合いで決められぬて、法律は何に触れるのかですね。

○井手順雄委員長 それは、その他の事項に分類するというふうに思いますので、その他のときにいいですか。

○森浩二委員 はい。

○岩中伸司委員 これは港湾課で、天草空港の管理運営費が2億587万円ですが、この天草空港の施設維持管理、運航支援等々に必要だということですが、これは将来的にもどうですか。天草空港の展望と、こういう形で今後ずっとまた——これは縮小されていきますか、拡大ですか。

○生喜港湾課長 天草空港の管理運営費でございすけれども、2億587万7,000円を計上しておりますが、その内訳は、一応大きなものが航空機安全運航支援センターに委託をしておりますして、通常言います管制塔みたいな感じで、それがかなり経費を、まあ1億円近く食っております。あとは維持管理費が主で6,000万円程度ということで、やはりこの程度はかかるのかなという、維持管理としてですね。

○岩中伸司委員 そうしたら、この2億円程度は、ずっとこれに必要だということですね。

○生喜港湾課長 はい。

○井手順雄委員長 それでは、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び議案第13号から議案第14号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認め、一括して採決を行います。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、鷹尾監理課長から順次お願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課の方から3件御報告を予定いたしております。

まず、報告事項1ということで、行財政改革の取り組み状況について報告をいたします。

資料を2種類用意しておりますが、右上に記載をしております建設常任委員会報告資料と参考資料といたしまして総務常任委員会報告資料がございます。参考資料の総務常任委員会資料につきましては、県全体の取り組み実績を記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、土木部における平成18年度行財政改革の取り組みについてをごらんください。

まず、行政改革の取り組みでございますが、出先機関の見直しといたしまして、産業開発青年隊訓練所につきまして、廃止に向けて準備を進めました。

次に、県行政の守備範囲の見直しといたしまして、有明海自動車航送船事業について、長崎県とともに経営健全化に向けた取り組みの基本方針を定めるための検討を行い、平成19年度から23年度を期間とする第3次経営健全化計画を19年2月に策定いたしました。

2ページをお開きください。

県出資団体等の見直しでございますが、まず、熊本県土地開発公社につきましては、19年3月31日付で解散をいたしました。また、財団法人くまもと緑の財団につきましては、緑化ボランティア支援など、基金事業を中心とした財団運営を実施したところです。さら

に、熊本県下水道公社につきましては、17年度末に解散をし、維持管理業務につきましては、18年4月から指定管理者により実施しております。

次に、業務の効率化でございますが、公共事業支援統合情報システムCALS/ECについて、電子入札・納品の運用を拡大いたしました。また、県営山の上団地利活用調査の結果を踏まえ、民間参画の可能性について詳細な調査検討を行い、利活用基本計画を策定し、PFI方式の検討を含めて事業の推進を図ることを決定いたしました。

3ページをお開きください。

財政改革の取り組みについてでございます。

受益者負担の適正化として、県営住宅家賃滞納者への早期回収の取り組みについて、法的措置等の実施に努め、滞納額増加の防止に向けた取り組みを実施したところでございます。

次に、特定目的基金の見直しでございますが、幹線道路整備基金について、平成18年度当初予算で8億6,600万円を取り崩し、単県幹線道路整備特別事業に加え、道路改築事業、補助事業に充当し、平成19年度当初予算編成におきましても3億9,400万円を計上したところでございます。

次に、投資的経費の見直しといたしまして、土木部公共事業コスト構造改革アクションプログラムに基づく取り組みを実施いたしました。

4ページをお開きください。

特別会計の見直しでございますが、まず、港湾整備事業特別会計につきましては、新たな施設整備は極力抑制することとし、県債発行を抑制するとともに、資本費平準化債等を活用し、一般会計からの繰り出しを15億4,700万円縮減いたしました。

また、臨海工業用地造成事業特別会計について、熊本港臨海分譲用地に新たにリース制

度を導入し、3社に対して分譲地7区画の貸付内定を行いました。

さらに、流域下水道事業特別会計について、資本費平準化債を活用し、一般会計からの繰り出しを1億1,600万円縮減いたしました。

次に、意識改革の取り組みでございますが、県政への県民参加の促進といたしまして、アドプトプログラムとしての河川、道路、公園等の清掃美化など、ボランティア活動の取り組みを拡大したところでございます。

以上が土木部におきます平成18年度の行財政改革の取り組みでございます。

平成19年度の行財政改革の取り組みにつきましては、引き続き行財政改革基本方針及び実施計画に基づきまして進めていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項2、中小企業振興基本条例に係る取り組みについて御報告を申し上げます。

さきの2月議会において成立しました中小企業振興基本条例につきまして、商工観光労働部が窓口になっておりますが、全庁的に関係する事柄であるということで、当委員会においても報告をさせていただくものでございます。

資料をお開きください。1ページから2ページにかけて条例の本文、それから、3ページに条例の体系を図示いたしております。説明の方については省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

中小企業振興条例への取り組みについてでございます。

まず、全庁的な推進体制ということで、中小企業の振興につきましては商工観光労働部が所管をしておりますので、全庁の調整、取りまとめを行うこととなっております。

全庁的な推進体制といたしましては、政策部長会議、政策調整会議で総合調整を図りながら施策の推進を図ることといたしております。

す。

6 ページをお願いいたします。

取り組みの内容でございますが、商工観光労働部におきまして、まず各部局の分を含め中小企業振興施策を取りまとめ、熊本県中小企業振興の主要施策として、次の参考資料1として8ページ以下に添付しておりますが、これを毎年度作成いたしまして、議会に報告をするとともに県民に公表をしております。

次に、庁内の周知についてでございますけれども、これも、毎年度当初、県の発注する工事、物品、役務の調達について留意事項を通知し、周知を図ることといたしております。本年度分は、参考資料25ページに記載をいたしております。

それから、3番目、国等への中小企業関連施策の改善要請について、施策提言の中で強く訴えてまいるほか、最後に、中小企業、県民への周知・啓発につきまして、仮称ではございますけれども、中小企業セミナーの実施をするほか、昨年からは開始しました新事業支援調達制度の周知など、さまざまな機会に周知を図っていきたいと思っております。

最後に、これらの取り組み状況につきましては、随時御報告をさせていただきながら、県議会の御意見をいただき進めていくことといたしております。

以上でございます。

監理課分の最後といたしまして、熊本県公共調達改革基本方針の概要について御説明を申し上げます。

これは、昨年12月、全国知事会の指針を受けまして、本県でも入札契約制度の改革に関する基本方針を定めたものでございます。

まず、基本的な考え方といたしまして、入札契約制度の改革は、談合防止、透明性、競争性の高い公共調達の実現を図る上で喫緊の課題であること、それから、全国知事会が策定をいたしました指針を踏まえ、地域産業の

育成ですとか、建設業の健全な発展にも十分配慮しながら、公共調達の改革に取り組むという内容でございます。

2番目、談合を防止する入札制度の改革につきましては、(1)から裏面(9)まで、9項目記載をいたしております。

まず、一般競争入札の拡大でございますけれども、条件つき一般競争入札を今年7月から4,000万円以上の工事に拡大をいたしまして、その後は、拡大に伴う課題を検証しながら、知事会の指針に沿って取り組むこととしております。

不良不適格業者の排除につきましては、工事施工実績や配置予定技術者など、施工経験を競争参加資格として設定をするともに、入札ボンドの導入につきまして、他の発注機関の動向を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

品質確保につきましては、これまでどおり、低入札価格調査制度ですとか、最低制限価格制度を適用するとともに、低入札価格調査制度につきましては、より厳格な運用、また最低制限価格の算定方法等について検討を行い、19年度中に見直ししてまいりたいと考えております。

総合評価方式につきましては、今後とも試行を拡大いたしますほか、評価項目の標準化ですとか、審査手続の簡略化について検討してまいることとしております。

電子入札の拡大につきましては、平成20年度から、すべての建設工事及び業務委託につきまして電子入札を実施することとしております。

情報公開の推進でございますが、県民によりわかりやすい方法で関係情報を公開しますほか、入札結果につきましては、平成20年度からインターネットで公開していくというところでございます。

裏面でございます。

(5)番目、議会等の関与ということで、本

年の19年7月から、議会に付すべき案件、予定価格5億円以上の入札の経過及び入札結果の情報を提供してまいりたいと考えております。

ペナルティーの強化でございますけれども、これは19年10月から、談合等に係る指名停止期間、それから違約金の金額をそれぞれ記載のとおり引き上げていく、それから、あわせて県に寄せられた談合情報につきまして、すべて警察に提供していくということにしております。

(7)番目、地域産業の育成と公正な競争の確保ということでございますけれども、条件つき一般競争入札に当たりまして、県内業者で施工可能なものにつきましては県内業者に限ることを要件として設定をしていきますほか、工事の種類、地域における業者の数を考慮しつつ、応札可能業者が20ないし30以上となりますよう、業者の地域要件でございますとか、格付等級を設定していくこととしております。

業務委託につきましては、19年度に条件つき一般競争入札やプロポーザル方式など、業務委託にふさわしい入札のあり方について検討してまいりたいと考えております。

入札事務の適正化でございますが、これは19年7月から、入札監視委員会に談合情報について審議する機能を付与してまいりたいというふうに思っております。

大きな3番目として、建設業界における法令遵守の徹底ということで、業界団体に対し、いろんな機会をとらえて、より一層今後とも働きかけていきます。

また、4番目、建設業の構造改善として、業界に対しての改善や技術力、経営力の向上に向けた取り組みに対する支援の強化をさらに図っていきたいと考えております。

概要については以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。報告

事項の4番でございます。

球磨川水系河川整備基本方針についてということで、資料に基づいて御説明いたします。

まず、経緯ですが、国土交通省が、河川法に基づきまして球磨川水系におきます基本方針、それから整備計画を策定し、その後必要に応じて川辺川ダムの基本計画を変更するという意向を表明しております。

米印で書いておりますが、河川整備基本方針とは、長期的な河川整備の基本的方針を定めるもの、それから、河川整備計画というのは、基本方針に基づきまして、おおむね20年から30年間の河川整備の具体的な内容を定めるものというものでございまして、その流れにつきましては3ページの方に資料をつけてございます。

3ページの上段が河川整備基本方針でございまして、内容につきましては、先ほど御説明いたしました長期的な河川整備の基本的方針、策定者は、1級河川球磨川の場合は国土交通大臣となります。

それから、手続につきましては、河川整備基本方針案、これを国土交通省が策定いたしまして、社会資本整備審議会で意見を聞くという格好になっております。

社会資本整備審議会の内容が右側につけてございますが、審議会の下に分科会がございまして、分科会の下に検討小委員会がございまして、知事がこの検討小委員会に出席して審議に参加してございます。

審議内容の主なものといたしましては、②に書いてございますが、②の(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項というものが定められております。

その基本方針に基づきまして、そのページの下の方になりますが、河川整備計画というものを策定してまいります。

内容につきましては、先ほど言いましたように、20年から30年後の具体的な河川整備の目標ということになります。

策定者につきましては、河川管理者ということで、球磨川のうち県管理区間につきましては知事が策定しますし、直轄区間、これにつきましては国、地方整備局が策定することになります。

その手続ですが、まず策定者が原案をつくりまして、必要に応じて学識経験者、それから、住民意見の反映を得まして整備計画の案を地方公共団体の長、川辺川ダム等につきましては知事の意見を聞くというような手続になってまいります。

一応、先日の新聞にも出ておりましたが、発電が川辺川ダムから撤退するということになりましたので、その後の川辺川ダム基本計画、特定多目的ダム法に基づく基本計画の変更というのが、今後変更が出てこようかと思えます。

また1ページに戻っていただきまして、丸の2番目でございます。

平成18年4月から、基本方針策定に向けた検討小委員会が開催されまして、知事が出席してまいりました。1年間に11回にわたって審議を重ねまして、取りまとめが終わりまして、ことしの5月11日に国土交通大臣によりまして方針が策定されたものでございます。

主な内容につきましては、下の表に書いてございます。

人吉地区で申しますと、基本高水が7,000トン、計画高水4,000トン、洪水調節3,000トンということで、その審議内容は4ページの方に書いてございます。4ページの方は省略させていただきます。審議経過ということで書いております。

それから、丸の3つ目でございます。

知事が検討小委員会に出まして、球磨川水系の治水のあり方をめぐって、県民の間の意見の一致が見られないという本県の実情を踏まえると、基本方針の内容等について、国土交通省に対して県民への説明責任を果たすよう要請をしております。また、検討小委員会

としても、同様の説明責任を国へ要請されております。

そのようなことから、国土交通省は、現在報告会を開催してございまして、流域市町村において開催してございます。流域以外での報告会も予定されております。また、県も、市房ダムに関する説明責任を果たすということで報告会に同席をしております。

一番最後の今後の取り組みでございますが、整備計画を策定する段階ということになってまいります。県としては、まずは報告会の状況、県民の受けとめ方を見きわめていくという状況でございます。

以上でございます。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。報告事項5について御説明いたします。

平成18年度に実施いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

水質、底質、地下水及び魚類の調査は水環境課が、埋立地の点検、調査は港湾課が実施しております。今回は全体の結果について報告いたします。

まず、1の水俣湾の水質、魚類等の水銀調査結果についてでございますが、資料2ページをごらんください。

調査内容は、水質、底質、地下水、魚類及び動物プランクトンの5項目について、総水銀を中心に実施しております。

4ページに調査の位置図を示しております。

水質については、港湾2地点で年4回、底質については、港湾3地点で年1回、地下水については、埋立地周辺の2地点で年2回調査しまして、魚類及び動物プランクトンについては湾内において採取しております。

調査の結果、水質及び地質とも、全地点において総水銀は検出されていませんでした。

また、底質の総水銀につきましては、3地点とも水銀を含む底質の暫定除去基準値であります25ppmを下回っております。また、魚類につきましては、すべて暫定的規制値を下回っております。水銀の影響が確認できる動物プランクトンについても、大きな変動はありませんでした。

次に、5ページ、水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

この点検、調査は、水俣港埋立地管理補修マニュアルに基づきまして平成14年から毎年実施しております。平成18年度は12月上旬から3月下旬にかけて実施しております。なお、平成18年度は、5年ごとの2次点検の年に当たっております。

調査内容でございます。

埋立護岸の前面の水質環境調査及び埋立地内の地盤調査及び構造物の変状調査の3項目を実施しております。

3番目の構造物の変状調査におきまして、例年の調査内容に加えて2次点検の項目としまして、水中部の目視調査、鋼材の肉厚調査及び電気防食の陽極調査をふやして調査しております。

①の水質環境調査の位置について、次の7ページの航空写真で説明いたします。

この中に白い丸印で示しておりますのが調査の採水位置でございます。埋立護岸の前面で、6地点の海水中の水銀濃度や、これとあわせて塩分濃度やpH等についても調査を行いました。

今回の水銀環境調査の結果では、護岸前面の海水中からの水銀は検出されておられません。また、その他の水質状況についても異常値は検出されておられません。

次に、②の埋立地地盤調査です。

資料の航空写真で赤く着色しているエリア内で地盤の標高を測量し、過年度の測定値と比較して地盤の変動状況を観察しております。

この結果、地盤の異常な沈下、陥没は見られませんでしたので、水銀を含む埋立土砂の流出は生じていないと判断しております。

次に、③構造物変状調査ですが、同じく写真で青い線で示した部分の埋立地を囲んでいる外周施設及び百間、明神、汐見の排水路を対象に、変位の観測及び目視による劣化、損傷の変状調査を行っております。また、各施設の鋼材部分について、腐食状況の調査を行っております。

このうち、構造物の劣化、変位、損傷などの調査結果について、各施設とも構造物の安定に影響し、水銀を含む土砂の流出につながる有害な変状は確認されませんでした。

また、鋼材の腐食状況調査につきましては、電気防食の電位測定において、全測点で良好な防食状態を維持することを確認しております。塗覆装防食工の目視調査の結果につきましては、一部でひび割れ、剥離、塗覆装カバーが脱落しているのを確認しましたが、電気防食の効果が働いているため、剥離箇所にさびの発生はありませんでした。

また、5年ごとに行う2次点検項目の結果や水中部の目視調査では、護岸前面の捨て石部や海底地盤に有害な変状や洗掘、堆積はありませんでした。

鋼材の肉厚測定では、水銀を含む土砂の流出防止にかかわる施設の腐食速度が、電気防食の効果で非常に小さい値となっていることが確認されました。

電気防食の陽極調査では、30年型の陽極を使用し、設置から20年から23年経過しているにもかかわらず、残寿命の算定結果は平均で27年になりました。想定よりも腐食環境が良好であるため、陽極が長寿命化しており、陽極の交換時期を先に延ばすことが可能でございます。

今後も、計画的に必要な補修や陽極の交換等を行っていくとともに、構造物劣化の進行状況に特に注意し点検、調査を行い、永続的

に施設を良好な状態で管理してまいります。

以上、18年度に実施しました点検・調査結果について報告いたします。

○山本都市計画課長 それでは、報告事項6と報告事項7を続けて都市計画課の方から説明をいたします。

まず、報告事項6でございますが、大規模集客施設の立地規制と広域調整。

大規模集客施設とは、床面積が1万平米を超える店舗、劇場等の集客施設でございます。

まず1番目としまして、これまでの流れでございますが、昨年度、まちづくり3法の見直しがございました。2つ目としまして、中心市街地活性化法は、空洞化を防止し、まちづくりの支援を強化する、いわゆるアクセルとなります。3点目は、都市計画法は、大規模集客施設の郊外立地の規制を強化するもので、ブレーキになります。それから、4点目でございますが、都市計画の手続の際、関係市町村の意見を聴取する、いわゆる広域調整が法定化をされました。

2番目としまして、改正後の立地規制策ということで図にしてお示ししております。

この表の見方でございますが、まず、横軸の方が、都市計画の区域内という大きい欄、それと区域外、いわゆる都市計画区域が張ってないところというふうに分けております。

都市計画の区域内につきましては、熊本都市計画区域内に線引きがあるところ、市街化区域と、それと、1つ飛びますけれども、市街化調整区域がございます。それと、それ以外の都市計画区域には、線引きがしてないところで用途地域が張ってあるところと、その隣が張ってないところを白地地域と言いますが、この2つがございます。

それから、縦軸の方ですけれども、大規模集客施設の床面積1万平米を超えるところと1万平米を超えないところというふうに分けて、その中で規制の概要を説明しております。

まず、市街化区域の中には、1万平米を超えるものについては立地が限定をされます。これは用途地域の3地域についてだけ立地ができるというふうなことになります。それから、白地地域につきましては立地ができません。規制がされます。それから、市街化調整区域についても立地が規制をされまして、できません。それから、区域外につきましては、一応立地ができるんですけども、これを規制する方法としまして、準都市計画区域をかけることができます。これは県の方でかけることができます。この中に用途等を張ることができます。規制をすることができます。

それから、広域調整ですけれども、1万平米の中に書いていますけれども、ここに規制がされましたところに立地をするというときに、市町村の方から同意協議が県の方に上がってまいります。この中で、意見聴取等を関係市町村から行い、同意、不同意の回答をするということになります。それから、1万平米以下につきましては、市街化区域につきましては建設することができますけれども、ここも規制する方法としましては、特定用途の制限をかけることによって規制をすることができます。それから、白地地域についても同じでございます。それから、市街化調整区域については、立地規制ということで建てることはできません。それから、区域外についても、1万平米以下については建設が可能でございますが、先ほどと同じように、準都市計画区域をかけるということで規制ができるようになります。

続きまして、裏面の2ページをお願いいたします。

それでは、大規模集客施設の広域調整をするときの、どういうふうな方向でやるのかというのをここに書いております。

概要でございますが、広範囲に影響を与える大規模集客施設に対し、立地規制を解除する都市計画の決定、変更を行う場合に、県が

関係市町村の意見聴取を行う、都市計画上の影響を予測し、立地評価を考慮しながら適正立地を図っていくということで、2番目としまして、立地評価の項目を書いております。

大きくは2つに分かれます。まず、表の左側の方が都市構造の観点からの評価、この中で1番から6番まで、公共交通でのアクセシビリティとか、環境への負荷、それから都市機能の集積等、こういう6項目について評価を行います。

それから、2番目としまして、土地利用の外部性からの評価ということで、1番目、主要な道路における渋滞、交通安全への影響、それから、2番目としまして、自然環境への影響と、3番目、騒音、悪臭、光害等による影響等、こういう評価項目で立地評価を行ってまいります。

それから、3番目、手続でございますが、立地市町村から評価項目を含む都市計画案の説明を求め、関係市町村の意見を参考にしまして、県都市計画審議会への諮問、答申を経て同意、不同意を回答いたします。

4番目としまして、広域調整の視点と留意点でございますが、1番目、広域の見地から調整を図る、それから、2番目としまして、都市計画との整合性を図る、3番目としまして、需給調整や既得権擁護等の商業調整の手段としないというふうにしております。

3ページ目は、大規模集客施設立地のフロー図でございます。

それから、4ページ目が、今回の広域調整に関する方針案のフロー図をここに掲げております。

それから、5ページが、先ほど話をいたしました都市計画区域内の用途が張ってあるところの説明図でございます。

色分けしております、一番左側が用途地域を入れております。それから、改正前と改正後ということで、ちょうど真ん中辺に第2種住居地域から準住居地域に6用途地域、こ

れが、改正前は制限がなしということが、右側の方の改正後になりますと、第2種住居から準住居、工業地域、ここは1万平米を超えるものについては立地が不可ということになります。その下に、制限なしというところで、近隣商業地域と商業地域、準工業地域、この3つだけが建てられることになります。あと市街化調整区域、それから、最下段でございますけれども、非線引きの都市計画区域、白地地域、こういうところは原則不可ということになります。

以上で報告事項6の説明を終わります。

あと、続きまして報告事項の7番目、景観条例の改正(案)と景観計画の(案)についての概要について御説明をいたします。

A3版の開きになっております概要版で説明をいたします。

まず1つ目、景観行政の経緯と条例改正等の理由でございます。

昭和48年に美しくまもとづくりの提唱を掲げまして、昭和62年10月に景観条例の施行を県の方でやっております。国の方で平成17年6月に景観法が施行されたことに伴い、今回、熊本県の方でも、景観法の体系への移行に伴う条例の改正及び景観計画の策定をするものでございます。

まず、景観法体系への移行理由でございます。

1番目としまして、市町村主体の景観行政への移行を促進すると、今後、市町村の景観行政団体への移行を促進して、市町村が景観行政で主体的な役割を担っていくことを期待いたします。

それから、2つ目としまして、地域特性を生かした景観の保全と創造の取り組みを強化したいということで、著しい影響を与えるおそれのある行為等についての変更命令を制度化するというので、景観の保全と創造の取り組みを強化してまいります。

2番目は、条例改正等の概要でございます。

熊本県の場合は、先行して景観条例をやっておりましたので、ほとんどの流れについては前回のものを踏襲いたしております。大きくは民間部門と公共部門に分かれます。

民間部門の方で3つございます。景観の形成地区、これは、1番目としまして、対象地域として熊本空港周辺以下6地域を定めております。それから、2つ目が、特定施設届出地区、これは景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域、対象地域としまして35地区を告示しております。それから、最下段の大規模行為、これは県下全域を対象にしております。

それから、右側の方の公共部門でございますが、公共事業等景観形成指針ということで、県下で公共事業を実施する場合については、こういういろいろな業種につきまして景観の形成指針を決めております。

それから、中ほどで移行ということで下に矢印を書いておりますが、改正後こういう届け出制度はそのまま、あと景観計画をつくりまして、変更点ということで大きな枠組みになっております。一応、視点が4つございまして、2つが今回新しいところでございます。まず、1点目が、県土の景観形成に関する基本方針にUDの視点を盛り込みますと。それから、2つ目は、形成指針は変更をしませんと。それから、3つ目も、届け出対象地域、景観形成基準は基本的には変わらないということです。それから、4つ目が、変更命令の対象となる行為は新たに条例に規定しますということで、工作物の新築、増築、こういうところで色彩の変更等について新たな対象となる行為を設定しますということです。

最後に、今後のスケジュールでございますが、9月の県議会の方に条例改正議案を提案したいというふうなことで思っております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 報告が終了しました。

引き続き、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか、皆さん。もう昼休みになっておりますけれども。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 その他でいいですか。

○井手順雄委員長 その他でも、この報告事項でも、何でも結構でございます。

○堤泰宏委員 今、熊日に——私は阿蘇郡なものだけん、ちょっとお尋ねしとかにやいかぬし、森林管理局の談合事件が連日載っていますね。新聞読んでいますか。

それで、恐らく県の入札に参加をしている業者とほとんど重なつとると思うんですよ。余りにもひどい実態を今私も新聞で知りましたし、まあ県民、郡民も知つとるわけがありますが、そういう業者の名前とか、そういうことは十分掌握をされているとは思いません。

森林管理局とか緑資源ではああいう不正行為をして、県関係では一切不正行為をしないということはないと思うんですよ。いっちょでん悪こつすればほかでもしとるはずですから。内容をしっかり把握をしていただいて、今までも非常に不満が聞こえとったんですね。特定の、けんかの強い人が頭になって、公共事業を全部その人が采配をすると。その人の言うことを聞かぬと仕事はめぐってこぬと。

まあ、うわさは流れておりましたけれども、証拠がなかなかなかったわけでありましたが、私は、熊日の記事はあれは間違いじゃないと思いますので、そういう阿蘇郡の今の報道の業者の方たちのことをちょっと調べていただいて、私にぜひ教えていただきたいと思えます。

以上です。

○井手順雄委員長 これは要望ということで……。

○堤泰宏委員 ええ。

○井手順雄委員長 じゃあ、よろしくお願ひします。

先ほど森委員の質問について、監理課長、どうぞ。

○鷹尾監理課長 談合を犯罪とする法令上の根拠を教えてほしいというお尋ねであったろうかと思いますが、関係法令といたしまして、まず刑法第96条の3第2項に談合罪の規定がございます。条文は「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」「2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」という規定が1点ございます。

それから、もう一つは、いわゆる独占禁止法による事業者の事業活動に対する規制がございますが、これは独占禁止法の第3条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」という規定が1つ。それから、同じく8条に「事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。」ということで、1号から5号までございますが、取引分野における競争の実質的な制限であるとか、その他もろもろ不正な取引方法に関する制約、事業者及び事業者団体に規制がかけられているところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 よく談合情報があるでしょう。県は、どの程度になって延期とか、何かそぎゃん基準はあるんですか。

○鷹尾監理課長 談合情報につきましては、県の方で、情報が寄せられた場合の対応組織

を部内に設けて、それぞれ対処することとしておるところでございます。談合情報の処理要領を設けております。

まず、談合情報が寄せられました場合に、その談合情報の確認がまず必要でございます。談合を疑うに足る事実があるのかどうかということをもまず入り口で整理をした後、内部での調査といたしますか、確認、調査に入っていくということで、関係の機関、それぞれ公正入札調査委員会を設置いたしまして、その中で信憑性等について審議を行う。あわせて関係事業所からの事情聴取でございますとか、必要があれば誓約書の提出、工事内訳報告書の提出を含め、談合がないということであれば、そのまま入札を実施いたしますけれども、必要に応じて公正取引委員会への通知等についても行っているところでございます。

○井手順雄委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 この公共調達改革基本方針ですけれども、まず1つ目が、4,000万円以上の工事へ拡大し、その後は拡大に伴う課題等を検証しながら全国知事会の指針に沿って取り組むと書いてありますけれども、これは、将来はやっぱり全国知事会1,000万円以上となっていますから、それにしていくということなんですか。

○渡邊土木部長 ここに書いてあるのは、2月の議会で知事が答弁したことでございまして、ここに書いてあるとおり、私どもは、まず7月に4,000万円に拡大して——いろんな問題が出てくるか思います。そういった問題にいろいろ対応しながら、知事会の指針に沿って取り組むということでございます。

○渡辺利男委員 全国知事会の副会長ですけ

れども、でしょう、うちの知事さんは。

○渡邊土木部長 はい、そうです。

○渡辺利男委員 ぜひ、全国知事会で決めたことに、熊本県も近づけていただきたいと思えます。

それから、次のページの地域産業の育成と公正な競争の確保という部分ですが、県内業者で施工が可能なものについては県内業者に限ることを要件として設定するとなっております。県内業者の育成という意味から、ああいう条例からしても、こういうのも大事な要素ではありますけれども、しかし、結局長い目で見ると、県内の業者の競争力を弱めるということになりはしないのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○井手順雄委員長 部長でいいですか。渡邊部長。

○渡辺利男委員 だれでもいいですよ。

○渡邊土木部長 この要件、これはもう読んで——県内業者でできるものは県内業者と、県内業者の育成というのを、これも非常に大事な部分だというふうに認識しておりますので。

それともう1つ、この意味というのは、今、これは渡辺委員のあれと一緒にと思いますが、県内業者と県外業者、これを一緒に我々はしませんよということをここでは述べております。それが長い目を見たときにどうなるかということにつきましては、この県内業者の中で技術力をどんどん高めていくと。そういう我々は指導もしていくし、業者の考え方も、そういう考え方に基づいて、業界内でも自分たちの力をずっとつけていかれるというふうに認識をいたしております。

○渡辺利男委員 今の答弁を踏まえて、それでは次の行の地域要件というのはどういうことなんでしょうか。入札に参加できる業者の地域要件や格付等級を設定する、地域要件というのはどういうふうな……。

○鷹尾監理課長 知事会の原則で、まあ基本的には一般競争入札ということになりますと、発注機関、熊本県全域を対象として実施をするということになるかと思えますけれども、地域産業へ大きな影響を与える、競争が激化をして、特定の地域から建設業の方が非常に疲弊をするということになると混乱を起こすということもございます。

そこで、知事会の指針におきましては、そういう地域産業への影響も十分配慮するという観点から、公正な競争を確保するため、大体応札可能業者が20者ないし30者以上となるような地域要件については、そういう事情があれば設定をしてもいいというような考え方を示しておるものでございます。

○渡辺利男委員 今、緑資源なんかあるいは森林管理局の治山事業等でも、阿蘇郡内の業者で談合しているというふうな状況が新聞に載っていますけれども、やっぱり地域が限られてくると、大体業者はほとんどが顔見知りですたいね。県内いっぱいになると、知らぬ人もおるから、そういうことはできないだろうし、あるいは、今部長が言われたように、県内業者であっても競争力を高めていくという視点からすると、やはり県内いっぱいやった方が競争率は高まるんじゃないかなと思いますけれども、そういう地域性を絞ったら、顔なじみの業者ばかりでやっていくということについては、談合の温床になりやしないかという懸念についてはいかがですか。

○鷹尾監理課長 今回の知事会の指針は、もちろん競争力を高めるということと、あわせ

て官製談合が全国的に起きたと、これがその指名競争入札にあるというようなところから、指名競争入札を実施することについてはなかなか難しい環境になってきたということで、一つは、その指名競争入札から一般競争入札へ転換をするということが大きな一歩ではないかというふうに思っておるところでございます。

地域要件の設定の仕方次第で競争力が高まらないのではないかと御指摘もございませうけれども、応札可能業者が20ないし30いるということで、これまでの指名競争入札よりはるかに高い競争環境は実現できるものと考えております。

○渡辺利男委員 大体、地域要件というのは、どれくらいの幅を考えておられますか。

○鷹尾監理課長 今回対象となります工事についてでございますけれども、土木一式工事の特AとAのランク、それから、建築工事のA1、A2、Bのランク等が対象になってまいります。あと電気、舗装、管、それから、専門工事等がございませうけれども、基本的には、土木Aのランクの工事、対象金額として4,000万円から1億円の工事でございますけれども、この部分につきまして、各地域振興局または土木事務所を単位とする地域要件を設定してまいりたいと考えております。

○井手順雄委員長 いいですか。

○渡辺利男委員 金額によって違ってくる。

○鷹尾監理課長 それ以外の工事については、基本的に県内一円で実施をしていきたいと。土木Aについては、各地域振興局単位とする地域要件を設定し、それ以外の工事については、県内一円を対象にしてまいりたいと考えております。

○渡辺利男委員 じゃあ、最後に1つだけ。

緑資源のあの構造については、まああそこだけではないなというのは国民みんな大体感じとると思うんですけども、言われたくないでしょうけれども、県の土木の退職者、OBの皆さんも県内の関連する事業に相当再就職をしておられますけれども、再就職をされたところと、そういう県のOBがいない業者と、どうですか、県の公共事業の取得率といえますか、それは調査をしてほしいんですけども。大体、やっぱりOBが行っているところの方が圧倒的に多いんじゃないですか。

○井手順雄委員長 土木部長、明確にお願いします。

○渡辺土木部長 それはありません。

これは1回うちの方でも調査していますので、また出しますけれども、そういう今まで指名競争——委託は指名競争入札をやっていますけれども、そういう判断をしておりませんので、そういう結果、バランス的なもの、OBが行っているところが多いというような結果はございません。

○渡辺利男委員 調査されたわけですか、そもそも。

○渡辺土木部長 しています、たしか。(発言する者あり)済みません、それなら……

○渡辺利男委員 調査していない。していないけれども、そういうことはない。

○渡辺土木部長 はい。指名基準がそういう基準で我々選んでいませんので、指名のときです。

○渡辺利男委員 結果論はどうなんだという

ことを聞いているわけで、そういうことはあ
ってないはずだという思いと結果は随分違
うかもしれぬしですね。

○渡邊土木部長 わかりました。調べます。
調べてちゃんと報告します。

○井手順雄委員長 お願いします。

ほかにありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なければ、これでその他
報告事項に対する質疑を終了いたします。

以上で本日の議題はすべて終了しました。

最後に、要望書が2件提出されております
ので、参考としてお手元に写しを配付して
おります。

それでは、これをもちまして第2回建設常
任委員会を閉会します。ありがとうございます
した。

午後0時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長